

令和８年度香港における福岡県産食材利用促進業務委託 仕様書

1 業務名

令和８年度香港における福岡県産食材利用促進業務

2 目的

香港の高級飲食店等関係者を福岡へ招聘し、福岡県産食材の魅力を発信するとともに、福岡県産食材を使用した料理を一定期間提供する等プロモーションを図り、福岡県産食材の認知度向上と消費拡大を目指す。

3 契約期間

契約の日から令和９年３月１９日

4 委託内容

(1) 事業調整および運営管理

- ア 事業の実施に向けて、実施店舗やスケジュール等を整理した実施計画を作成し、事前に県に提出すること。福岡県産食材利用メニューの提供店舗等については協議会と協議のうえ決定すること。
- イ 産地招聘等が円滑に実施できるよう、招聘参加者や県内事業者と密に連絡を取り合い、調整を行うこと。

(2) 産地招聘

実施時期 契約の日から令和９年２月までの間

実施場所 福岡県内の生産地

実施内容

- ア 高級飲食店等関係者を、福岡へ招聘し産地訪問２泊３日程度実施すること。
- イ 参加者（シェフ等）の旅行手配（航空機、宿泊先）、視察先のアポイント、視察の移動手段の確保等、産地見学にかかる各種手配を行うこと。
- ウ 参加者、訪問先の県内事業者、訪問場所、スケジュール等を整理した資料を作成し、事前に県に提出するとともに参加者、訪問先の県内事業者へ配布すること。
- エ 参加者の旅費等（交通経費、宿泊費、訪問先での試食費、行程中の食費、見学に要する経費等）は、受託者が負担すること。
- オ 参加者の産地に対する関心を高めるとともに、円滑に運営できるよう工夫すること。

(3) 福岡県産食材利用メニューの提供

実施時期 (2) 産地招聘実施以降

実施場所 高級飲食店等（香港）

- ア 既存のメニューでの福岡県産食材の利用や、福岡県産食材を使用したメニューの開発等、一定期間福岡県産食材を使用したメニューを提供すること。
- イ 実施場所においては、富裕層をターゲットとするため、ターゲット層に適した店舗で実施すること。
- ウ 福岡県産食材の認知度向上を図るため、提供メニューについては現地メディアへの投げ込みや実施店舗のウェブサイト等への掲載等、広報業務を事前及び開催期間中に実施すること。
- エ メニュー提供終了後に開催による効果を把握、取引促進のフォローを行うこと。
- オ その他事業の実施に必要な事項を行うこと。

（４）実施報告書の作成

受託者は、本事業が終了したとき、次の内容を含む業務完了報告書を作成し、県に提出すること。提出物はデータとし、ファイルには内容の分かるファイル名を付与すること。

ア 全体業務について

- （１）委託業務の実施期間
- （２）実施した業務の一覧

イ 産地招聘

- （１）参加者の情報、訪問先、産地招聘の行程に関する情報を整理したもの
- （２）産地招聘の様子を撮影した画像データ等

ウ 福岡県産食材利用メニューの提供

- （１）実施期間、実施店舗名、メニュー（使用食材、商品名、価格等）、注文数等の実施内容をとりまとめた資料
- （２）告知内容及び効果がわかる資料
- （３）提供の様子を撮影した画像データ等
- （４）事業実施終了後の効果、取引促進のフォローについて整理したもの

５ 提案参加条件

提案参加に当たっては、次に掲げる要件の全てを満たしていることを条件とする。

- （１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者資格）に規定する者に該当しないこと。
- （２）政治活動や宗教活動を目的とした事業者ではないこと。
- （３）福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止措置要綱（平成 14 年 2 月 22 日 13 管達第 66 号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でないこと。
- （４）会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225

- 号)に基づく再生手続き開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 福岡県暴力団排除条例(平成21年福岡県条例第59号)に定める暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
 - (6) 委託事業を実施するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人の権利を侵害することがないように管理・運営を行うことができる者であること。
 - (7) 委託業務に関するノウハウを有し、香港、福岡に事業拠点もしくは当該委託業務を円滑に遂行するための必要な体制を有していること。
 - (8) 過去に類似案件を受託し、滞りなく業務を遂行した実績を有していること。

6 その他

本仕様書に記載のない事項においても、業務の実施に必要と認められる事項については、本協議会と協議の上実施すること。